

山梨県私立学校運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、私立学校（私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園並びに専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する生徒、児童及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の運営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達向上を図るため、予算の範囲内において学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項に規定する法人を含む。以下同じ。）に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、私立学校を設置する学校法人とする。

(補助対象除外等)

第3条 知事は、学校法人又は学校法人の設置する私立学校が次の各号の一に該当する場合は、その状況に応じ、当該学校法人を補助金の交付対象から除外し、又は当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

(1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合

(2) 教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

(補助対象経費)

第4条 この補助金の補助対象経費は、私立学校の教育に係る経常的経費で次に掲げる経費とする。

(1) 教職員人件費

(2) 教育研究・管理経費

(消耗品費・光熱水費・印刷製本費・旅費・賃金・修繕費・通信運搬費・燃料費等)

(3) 設備・図書経費

(教育研究用機器備品支出・図書支出)

- 2 前項各号に掲げるもののほか、専修学校のうち職業実践専門課程の認定を受けている学校（以下「職業実践専門課程認定校」という。）は、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年8月30日文部科学省告示第133号）第2条第1項第2号から第7号までに規定する職業実践専門課程の運営に必要な経費を対象とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、別に定める配分基準によるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 学則

(4) 前各号のほか知事が必要と認める書類

- 2 前項各号に掲げるもののほか、職業実践専門課程認定校は、事業計画書（職業実践専門課程認定学科）（第10号様式）を併せて提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容変更、中止又は廃止する場合においては、補助事業変更（中止又は廃止）承認申請書（第4号様式）により知事の承認を受けること。ただし、補助金の額を変更せず、かつ、補助対象経費の変更が2割以内の場合はこの限りでない。

(交付決定の通知)

第8条 知事は第6条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行い、交付決定通知書（第5号様式）を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の時期)

第9条 補助金の交付は、四半期ごとに概算払によるものとし、概算払請求書（第6号様式）により交付するものとする。ただし、専修学校及び各種学校に係る補助金並びに知事が特に必要と認めたものの概算払の時期については、この限りでない。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、規則第12条の規定による実績報告書（第7号様式）に、収支決算書（第8号様式）を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項に掲げるもののほか、職業実践専門課程認定校は、実績報告書（職業実践専門課程認定学科）（第11号様式）を併せて提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から知事が別に定める日までとする。

4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(証拠書類等の整備及び保管)

第12条 補助金の交付を受けた者は、当該経費の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、年度終了後5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、昭和52年度から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年度から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年度から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から適用する。